

令和5年  
第4回 蕨戸田衛生センター組合議会会議録

目 次

月 日 曜日	議 事	頁
	○会期日程	
	○招集告示	1
	○応招、不応招集	2
11月17日(金)	○議事日程	3
	○出席、欠席議員	4
	○職務のため出席した者	4
	○説明のため出席した者	4
	○開会と開議の宣告	5
	○議事日程の報告	5
	○議会運営委員会委員長報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○管理者報告	6
	○管理者提出議案の一括上程	9
	◇認定第1号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計 歳入歳出決算認定について	
	◇報告第1号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計 継続費精算報告書について	
	○管理者提出議案の説明	9
	○決算認定に関する代表監査委員の報告	16
	○認定第1号及び報告第1号に対する質疑	17
	○認定第1号の委員会付託	17
	○散会の宣告	17
11月18日(土)	○休 会	
11月19日(日)	○休 会	

11月20日(月)	○休	会	
11月21日(火)	○休	会	
11月22日(水)	○休	会	
11月23日(木)	○休	会	
11月24日(金)	○休	会	
11月25日(土)	○休	会	
11月26日(日)	○休	会	
11月27日(月)	○議事日程		19
	○出席、欠席議員		20
	○職務のため出席した者		20
	○説明のため出席した者		20
	○開議の宣告		21
	○議事日程の報告		21
	○一般質問		21
	○付託事件に対する委員長報告		21
	◇総務常任委員会委員長 遠藤英樹 議員		
	◇業務常任委員会委員長 大石圭子 議員		
	○委員長報告に対する質疑		23
	○討論、採決		23
	○閉会中の継続審査事項の委員会付託		24
	○閉会の宣告		24

令和5年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会

会 期 日 程

自 令和5年11月17日

11日間

至 令和5年11月27日

日程	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	議 事 内 容
1	11月17日	金	午後1時30分	本 会 議	○開 会 ○開 議 ○継続審査に対する委員長報告 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○管理者報告 ○管理者提出議案の一括上程 ○管理者提出議案の説明 ○監査報告 ○認定第1号及び報告第1号に対する質疑 ○認定第1号の委員会付託
				本会議散会后	委 員 会
2	11月18日	土		休 会	
3	11月19日	日		休 会	
4	11月20日	月		休 会	午前10時一般質問通告受付締切
5	11月21日	火		休 会	
6	11月22日	水		休 会	
7	11月23日	木		休 会	
8	11月24日	金		休 会	
9	11月25日	土		休 会	
10	11月26日	日		休 会	

11	11月27日	月	午後1時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開 議</li> <li>○一般質問</li> <li>○付託事件に対する委員長報告</li> <li>○委員長報告に対する質疑</li> <li>○討論、採決</li> <li>○閉会中の継続審査事項の委員会 付託</li> <li>○閉 会</li> </ul>
----	--------	---	---------	-----	---

蕨戸田組告示第6号

令和5年11月8日

令和5年11月17日、令和5年第4回蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）  
を蕨戸田衛生センター組合議場に招集する。

蕨戸田衛生センター組合

管理者 頼 高 英 雄

応招、不応招議員

◇応招議員 20名

1番	岡田三喜男	議員	2番	矢嶋聡子	議員
3番	宮下奈美	議員	4番	榎本和孝	議員
5番	栃本よしかね	議員	6番	大石圭子	議員
7番	古川歩	議員	8番	本田てい子	議員
9番	鈴木智	議員	10番	小林利規	議員
11番	みうら伸雄	議員	12番	宮内そうこ	議員
13番	林冬彦	議員	14番	古屋としみつ	議員
15番	本田哲	議員	16番	酒井郁郎	議員
17番	三浦芳一	議員	18番	山崎雅俊	議員
19番	細田昌孝	議員	20番	遠藤英樹	議員

◇不応招議員 なし

令和 5 年 第 4 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

11月17日（金）

令和5年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第1日

令和5年11月17日（金）

議事日程

1. 開 会
2. 開 議
3. 継続審査に対する委員長報告
  - (1) 議会運営委員会委員長
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 管理者報告
7. 管理者提出議案の一括上程
  - (1) 認定第1号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について
  - (2) 報告第1号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計継続費精算報告書について
8. 管理者提出議案の説明
9. 決算認定に関する代表監査委員の報告
10. 認定第1号及び報告第1号に対する質疑
11. 認定第1号の委員会付託
12. 散 会

令和5年11月17日(金)

◇出席議員 (20名)

1番 岡田三喜男 議員	2番 矢嶋聡子 議員
3番 宮下奈美 議員	4番 榎本和孝 議員
5番 榑本よしかね 議員	6番 大石圭子 議員
7番 古川 歩 議員	8番 本田てい子 議員
9番 鈴木 智 議員	10番 小林利規 議員
11番 みうら 伸雄 議員	12番 宮内そうこ 議員
13番 林 冬彦 議員	14番 古屋としみつ 議員
15番 本田 哲 議員	16番 酒井郁郎 議員
17番 三浦芳一 議員	18番 山崎雅俊 議員
19番 細田昌孝 議員	20番 遠藤英樹 議員

◇欠席議員 (なし)

◇職務のため出席した者

甲斐基樹 書記長 飯田知和 書記

◇説明のため出席した者

頼高 英雄 管理者	今井 良助 代表監査委員
菅原 文仁 副管理者	小柴 正樹 囑託
奥田 純子 会計管理者	小谷野賢一 囑託
渡辺 靖夫 事務局長	有里 友希 囑託
山本 義幸 次長	香林 勉 囑託
木村 和正 総務課長	安部 孝良 囑託

令和5年第4回蕨戸田衛生センター組合議会  
定例会会議録第1号

令和5年11月17日（金曜日）  
午後 1時30分開会

### ◎開会と開議の宣告

○細田昌孝議長 ただいまより、令和5年第  
4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を  
開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○細田昌孝議長 本日の議事日程につしまし  
ては、お手元にお配りしたとおりでありま  
すので、ご了承願います。

---

### ◎議会運営委員会委員長報告

○細田昌孝議長 最初に、議会運営委員会委  
員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 6番 大石圭子  
議員。

〔6番 大石圭子議員 登壇〕

○6番 大石圭子議員 皆様、こんにちは。  
令和5年第4回蕨戸田衛生センター組合  
議会定例会に係る議会運営委員会を去る  
11月13日に開催いたしました。

その決定事項についてご報告申し上げま  
す。

お手元に会期日程案及び議事日程をお配  
りしておりますので、ご参照をお願いいた  
します。

まず、会期日程でございますが、蕨市、  
戸田市の日程並びに提出議案等を勘案し、  
本日11月17日から11月27日までの  
11日間とすることに決定いたしました。

一般質問の発言通告は、11月20日午  
前10時までとする。また、質疑の発言通

告は、代表監査委員の監査報告後、本会議  
再開時までとする。

以上のとおり決定いたしました。

次に、議事日程であります。審議の結  
果、お配りいたしましたとおりであります。

また、認定第1号につきましては、本日、  
11月17日の委員会付託後の本会議散会  
後に各所管事項について、総務、業務常任  
委員会に付託し、審議する。

以上のとおり決定いたしました。

次に、その他、審議決定した3点につい  
てご報告いたします。

1点目は、蕨戸田衛生センター組合議会  
申合せ事項の追加について申し上げます。

事前に配付する議案に対する質疑につい  
て、議案に対する質疑の通告は議会開催日  
の2日前の午前10時とする。ただし、議  
会開催2日前の間に組合の休日が含まれる  
場合は、組合の休日を除く2日前の午前10  
時とする。以上を申合せ事項に追加する。

2点目は、組合議会における服装につい  
て。

戸田市議会の服装の自由化は試行中であ  
ること、また、蕨市議会ではこの試行の結  
果を受け協議していくこととするため、組  
合議会では継続審査とし、今後の議会運営  
委員会で審議する。

3点目は、常任委員会の開催場所につい  
て。

現在、新型コロナウイルス感染対策を目  
的に、総務常任委員会を4階委員会室、業  
務常任委員会を2階研修室で開催しており  
ますが、これを以前の開催場所に戻し、総  
務常任委員会を4階第1委員会室、業務常  
任委員会を4階第2委員会室で開催する。  
以上のとおり決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告とさせてい  
ただきます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○細田昌孝議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、

9番 鈴木 智 議員

20番 遠藤 英樹 議員

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○細田昌孝議長 次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日11月17日から11月27日までの11日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、11日間と決定いたしました。

---

### ◎管理者報告

○細田昌孝議長 次に、管理者の報告を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 本日ここに、令和5年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

なお、本組合議会の定例会は年内最後となりますが、議員の皆様には、組合業務の円滑なる運営につきましてご協力、ご理解

をいただき、重ねて感謝を申し上げます。

また、去る10月6日には、組合議会の行政視察といたしまして、群馬県太田市の太田市外三町広域清掃組合及び寄居町のツネシカムテックス株式会社にお運びいただき、他自治体の処理施設の運営状況や組合から搬出する焼却灰の資源化の状況について、ご視察いただいたところでございます。

大変お忙しい中、日程をお繰り合わせいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に提出する案件は、決算認定1件、報告1件であります。慎重なるご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

それでは、これから前定例会後の主なる事項についてご報告申し上げます。

最初に、一般廃棄物処理基本計画の策定について申し上げます。

現行のごみ処理基本計画は、計画期間を平成25年度から令和9年度までの15年間とし、蕨市、戸田市におけるごみの処理を計画的に推進するため、蕨市、戸田市及び組合の三者が一体となり策定した計画となります。

しかし、計画策定から10年が経過した現在、令和4年4月のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行や食品ロスに対する取組の推進など、ごみ処理を取り巻く社会環境は大きく変化を遂げており、これら新たな課題に対応するとともに、適切なおみの減量化、資源化を実現するため、現計画の令和9年度の計画満了前にごみ処理基本計画を改定するとともに、生活排水処理基本計画、食品ロス削減推進計画を包含した一般廃棄物処理基本計画とし、令和7年度からの10年間を計画期間

として新たに策定すべく、蕨市及び戸田市とともに取り組んでおります。

策定に当たっては、様々な方からご意見をお伺いし、ご審議いただきながら進める必要があることから、学識経験者、関連団体代表と公募の市民、中小と大規模の事業者及び両市の環境部門の部長と組合事務局長を委員とする策定委員会を設置し、去る7月4日に第1回委員会を開催し、計画策定の諮問を行いました。

現在、市民及び事業者に対するアンケートの実施、また食品ロスに関する実態調査として、家庭から出されるごみの中に含まれる食品の現状調査を行い、その他、必要なデータの収集、分析を行っております。

なお、本計画の策定支援業務を行う事業者については、金額だけではなく、他の自治体における実績、策定支援の組織体制、また、策定に当たっての技術提案など、総合的に判断することが必要なことから、総合評価方式により決定し、株式会社エイト日本技術開発北関東支店と令和5年度、6年度の2年間で1,912万9,000円で契約を締結しております。

次に、例年実施しておりますダイオキシン類の測定結果について申し上げます。

まず、環境へ大きな負荷を与えるごみの焼却に伴って大気中に放出される排気ガス中のダイオキシン類の濃度につきましては、A号炉0.00091ナノグラム、B号炉0.00092ナノグラム、C号炉0.0017ナノグラムという結果となり、ダイオキシン類対策特別措置法の規制値である5ナノグラムを大幅に下回っております。

これは、令和元年度から継続事業として実施してまいりましたごみ焼却施設の基幹的設備改良工事において、排気ガスの処理方式を変更し導入した新たな処理設備によ

るものであり、改良工事前と比較し、ダイオキシン類の大幅な低減化を図ることができました。

また、土壌中のダイオキシン類につきましては、測定箇所をさいたま市の中学校2校の敷地内、戸田市美女木2丁目の外仲田公園及び組合敷地内5か所の合わせて8か所のサンプリングを行いました。

数値につきましては、南浦和中学校は14ピコグラム、内谷中学校は2.9ピコグラム、組合敷地内は10ピコグラムから740ピコグラム、外仲田公園は39ピコグラムという結果となりました。

測定結果については、全て環境省の環境対策基準値とされる1,000ピコグラム以下となっております。

次に、本年度4月から9月までの上半期のごみの搬入状況について申し上げます。

まず、生活系可燃ごみの搬入量は1万5,551トンとなり、前年度同期と比較して699トン、率にして4.3%の減少となりました。

生活系可燃ごみは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛や在宅勤務の増加などによって令和2年度に増加して以降、令和3年度から本年度まで減少傾向で推移し、令和4年度にはコロナ禍以前の令和元年度に比べ262トンの減少、令和5年度には962トン、率にして5.8%まで減少いたしました。

一方、事業系可燃ごみにつきましては、コロナ禍の国の緊急事態宣言やそれに伴う営業自粛などにより、令和2年度、3年度と搬入量が大幅に減少しておりましたが、令和4年度には前年度とほぼ同量の搬入、本年、令和5年度は1万25トンとなり、前年度に比べ322トン、率にして3.3%の増加に転じました。

なお、コロナ禍以前の令和元年度との比較では761トン、率にして7.1%の減少となっています。

生活系、事業系を合わせた可燃ごみ合計は2万5,576トンとなり、前年度同期と比較して377トン、率にして1.5%の減少、また、コロナ禍以前の令和元年度との比較では1,723トン、率にして6.3%の減少という結果でありました。

可燃ごみ以外の生活系ごみでは、前年度同期と比較して、粗大ごみは6トン、率にして0.7%、不燃ごみは35トン、率にして4.1%といずれも減少しました。

令和元年度との比較では、粗大ごみは5トン、率にして0.6%、不燃ごみは84トン、率にして9.3%のそれぞれ減少となっております。

また、リサイクルプラザに搬入されました資源ごみでは、前年度同期と比較し、ペットボトルは41トン、率にして6.7%増加いたしました。プラスチック類は5.1%、ガラス瓶類は4.4%、金属缶類は1.9%の減少となりました。

なお、紙類については、ほぼ同量となっております。

資源ごみ全体での搬入量は2,936トンとなり、前年度同期と比較し42トン、率にして1.4%の減少となりましたが、令和元年度との比較では101トン、率にして3.6%の増加となっております。

この結果、ごみの総搬入量は3万282トンとなり、前年度同期との比較では430トン、率にして1.4%の減少となっております。

また、コロナ禍以前の令和元年度との比較では1,747トン、率にして5.5%の減少となりました。

以上、本年度上半期のごみの搬入状況に

ついて申し上げましたが、令和2年度以降のごみの搬入状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染動向に大きく影響を受けてまいりました。

現在、衛生センターに搬入されるごみの85%を占める可燃ごみは、生活系は減少傾向、事業系は増加傾向を示しており、4年ぶりにコロナ禍以前の令和元年度と同様の傾向となっております。

ただいまご報告申し上げましたとおり、現時点ではごみの総搬入量はコロナ禍以前の搬入量を大きく下回っておりますが、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5類に移行後、ごみ排出量への影響は薄れ、令和5年度には、従前からのごみ増加の主要因と考えられる事業系可燃ごみが増加に転じたことから、今後、状況を注視し、ごみの処理に支障を来すことのないよう対応してまいります。

次に、回収されました主なる資源物の売払いの10月から12月分まで第3四半期分の入札結果について申し上げます。

資源物については価格変動があることから、3か月ごとに入札を行っております。

主要品目の1キログラム当たりの売却単価は、スチール缶55円12銭1厘、アルミ缶238円70銭、ペットボトル47円30銭、破碎鉄47円53銭1厘、焼却鉄25円79銭5厘となりました。

それぞれの品目ごとに前年度同期の第3四半期の売却単価と比較いたしますと、売払額で令和3年度と4年度に1億円を超えたアルミ缶は同額となりました。

また、スチール缶、破碎鉄、焼却鉄の鉄類については、増加となっております。

一方、前年度、売却額が初めて1億円を超えたペットボトルにつきましては、68.3%減少の大幅な安値となりました。

9月末時点での回収資源売払金に係る全品目の調定額は9,630万2,238円となり、過去最高の売払額となった令和4年度と比較すると、3,015万8,323円の減額となっておりますが、初めて売払額が2億円を超えた令和3年度と比較いたしますと、1,202万1,899円上回っておりますので、現状では収入の大きな落ち込みまでは至っておりません。

最後に、再生家具の再利用について申し上げます。

再生家具につきましては、市民から粗大ごみとして出された家具類の再利用、いわゆるリユースを促進するため、リサイクルプラザ内にあります再生工房にて修理、手入れを施した後、販売をしております。

今年度、2回目の入札販売を10月16日から21日の6日間実施いたしました。

入札は、市民の方に来場いただき行う通常の入札に加え、インターネットを利用した入札を同時に行っております。

今回は、250点の展示品のうち、140点が落札され、再利用されることとなりました。

今後、入札で売れ残ったものに在庫品を加え、来週の20日から24日まで、組合が設定した価格で先着販売を行います。

また、先着販売で売れ残ったものについては、地域の情報サイトであるジモティーに出品し活用を図るとともに、リユースの啓発及びごみの削減につなげてまいりたいと考えております。

以上、管理者報告といたします。

---

#### ◎管理者提出議案の一括上程

○細田昌孝議長 これより、管理者提出議案の上程に入ります。

今議会に提出された議案は決算認定1件、

報告1件の計2件であります。

件名を書記が朗読いたします。

〔書記朗読〕

認定第1号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について

報告第1号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計継続費精算報告書について

---

#### ◎管理者提出議案の説明

○細田昌孝議長 以上、朗読いたしました管理者提出議案を一括して議題といたします。提出者の説明を求めます。

頼高管理者。

〔頼高英雄管理者 登壇〕

○頼高英雄管理者 それでは最初に、認定第1号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

本認定に当たりましては、監査委員の方々には、去る8月31日に決算書、附属書類及び帳簿等について慎重なご審議を賜わり、本定例会にご提案できましたことを、改めまして本席より感謝申し上げます。

また、両市の議員の皆様には、令和4年度の予算の執行に当たり格別なるご指導を賜わり、組合の業務が円滑に運営できたことに、重ねて感謝申し上げる次第であります。

つきましては、ここに監査委員の決算審査意見書を付して、認定をお願いするものであります。

それでは、決算の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算のそれぞれの総額21億7,900万3,000円に対しまして、歳入決算額は22億6,098万

7, 387円、執行率は103.8%であります。

一方、歳出につきましては、20億4,191万461円、執行率は93.7%であります。

歳入歳出差引額は2億1,907万6,926円となり、全額を翌年度に繰越しすることとなりました。

前年度と比較いたしますと、歳入は10億2,187万7,906円、率にして31.1%の大幅な減額となりました。

その主な要因は、基幹的設備改良事業の事業費が減額となったため、第3款国庫支出金及び第7款組合債が減額となったことによるものであります。

また、歳出につきましても、11億1,824万1,059円、率にして35.4%の大幅な減額となりました。

その主な要因は、こちらも基幹的設備改良事業の事業費の減額により、第3款衛生費の支出が減額となったことによるものであります。

なお、詳細につきましては、事務局からご説明いたしますので、お聞き取りをお願い申し上げます。

次に、報告第1号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計継続費精算報告書について」申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

この継続費の精算報告書は、基幹的設備改良事業のうち、令和元年度から令和4年度の4か年の継続事業でありましたごみ焼却施設の工事が令和4年度に完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するものであります。

各年度の主な工事内容と工事費用につきましては、令和元年度は電気・計装設備な

どの共通設備の工事を施工し、工事費用は8億1,928万2,200円。

令和2年度は、3炉ある焼却炉のうち、2炉の工事を施工し、工事費用は19億486万5,600円。

令和3年度は、残りの1炉の焼却炉の工事を施工し、工事費用は12億5,828万8,900円。

最終年度の令和4年度は、その他の共通設備の工事を施工し、工事費用は1億5,356万3,300円となります。

工事費用の合計は41億3,600万円となり、財源の内訳は、国からの交付金が18億8,253万6,000円、地方債が19億6,930万円、一般財源が2億8,416万4,000円となっております。

なお、工事は計画どおりに完了することができ、施設の長寿命化とともに省エネルギーに伴う二酸化炭素排出量の抑制やごみ焼却に伴い発生するダイオキシン類の大幅な削減を図ることができました。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○細田昌孝議長 続いて、事務局長に詳細説明を求めます。

渡辺事務局長。

〔渡辺靖夫事務局長 登壇〕

○渡辺靖夫事務局長 私からは、認定第1号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定」の詳細につきましてご説明いたします。

お手元の歳入歳出決算書の事項別明細書によりご説明いたしますので、7ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

第1款分担金及び負担金のうち第1目組合分担金は、組合規約及び施設整備基金条例の規定に基づき12億5,349万

4,000円を収入いたしました。内訳といたしましては、蕨市が5億3,834万5,000円、分担率は42.9%、戸田市が7億1,514万9,000円、分担率は57.1%でございました。前年度に比べ蕨市が1,034万3,000円、戸田市が1,300万8,000円、総額で2,335万1,000円、率にして1.8%の減少となりました。

分担率は、前年度に比べ蕨市が0.1ポイント減少、戸田市は0.1ポイント増加いたしました。

第1目組合分担金は、令和元年度以降、4年連続して前年度比減少で推移していません。

なお、組合運営の経費である1節組合分担金は11億5,349万4,000円で、蕨市が4億8,834万5,000円、分担率42.3%、戸田市が6億6,514万9,000円、分担率57.7%をそれぞれご負担いただきました。

また、将来の施設整備費用の積立てである2節施設整備基金分担金は、蕨市、戸田市ともに5,000万円ずつで、前年度により4,000万円多い1億円をご負担いただいております。

次に、第2款使用料及び手数料、第1目手数料は、事業系可燃ごみと浄化槽汚泥の処分手数料で、4億709万3,170円となり、前年度比53万9,880円、率にして0.1%の減収でございました。

令和4年度の事業系可燃ごみの搬入量は1万8,259トンとなり、前年度比1トンの減少となりました。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの企業が営業自粛や時間短縮営業の要請をはじめ、経済活動に様々な制約を受けたことから、事業系可燃ごみの搬入量

は大きく減少を続けてきましたが、令和4年度は減少傾向に歯止めがかかり、前年度とほぼ同じ搬入量となりました。

なお、コロナ禍以前の令和元年度との比較では2,034トンの減少となっております。

次ページをお開きください。

第3款国庫支出金、第1目衛生費国庫補助金では、国から6,781万6,000円の交付を受けました。基幹的設備改良工事に係る事業費のうち補助対象事業費の2分の1が交付されたもので、継続事業の最終年度を迎えた令和4年度は前年度よりも事業費が大きく減ったため、交付額も5億4,499万2,000円、率にして88.9%の大幅な減少となりました。

また、第4款財産収入、第1項財産運用収入の第1目利子及び配当金では、施設整備基金を定期預金で資金運用した運用益64万7,352円を計上いたしました。

第2項財産売払収入の第1目物品売払収入は、高压引込ケーブル更新に併せ、不要となったケーブルを73万7,748円でスクラップとして処分いたしました。

第5款繰越金は1億2,271万3,773円で、前年度比3,878万7,622円の減少でございました。

9ページをご覧ください。

第6款諸収入は3億3,688万5,344円で、前年度に比べ9,141万4,629円、率にして37.2%の大幅な増収となりました。

第1目回収資源売払金は2億7,620万7,604円で、前年度比7,489万5,258円、率にして37.2%と大幅に増加いたしました。前年度初めて1億円を超えたアルミ缶の売却額が、売払単価が最高値を更新したことにより、前年度

を1,700万1,400円上回る1億1,946万4,512円となったほか、ペットボトルでも売払単価の最高値を更新し、前年度より5,059万905円多い1億9万4,452円と倍増し、2品目で1億円の大台を超えたことが大幅な増収につながりました。

第2目電力売払収入はごみ焼却により発電した電力で、施設の運営に必要な電力を賄った上で、夜間や日曜日などを中心に余剰となった電力を売却したもので、前年度比1,652万1,032円、率にして47.0%と大幅増の5,168万8,680円で行いました。基幹的設備改良工事に伴い、前年度のA号炉・B号炉の2炉に加えて、最後のC号炉でも機器類の省エネルギータイプへの更新が完了したことにより、さらなる消費電力の削減を実現し、売却に回す電力量の増加によって増収となったものでございます。

なお、基幹的設備改良工事着手前の平成30年度との比較では4,107万3,921円増加し、約4.9倍になりました。

第3目弁償金は福島原子力発電所事故に関連し、最終処分場に提出を義務づけられた焼却灰の放射性物質濃度の測定費用相当額を損害賠償金として収入したものでございます。

次ページをお開きください。

第4目雑入は895万3,535円収入いたしました。蕨・戸田の両市がごみの収集運搬業務を委託している2業者に対する収集運搬車両の駐車場及び仮設事務所用地の土地使用料781万2,760円などを計上してございます。

第7款組合債、第1目衛生債では、前年度に比べ5億440万円減の7,160万円となりました。ごみ焼却施設に係る基幹

的設備改良工事の事業費として、財務省から償還期間7年、利率0.3%の条件で借入れをいたしました。

最下段、歳入合計欄をご覧ください。

以上により、令和4年度の歳入合計は22億6,098万7,387円となり、前年度と比較して10億2,187万7,906円、率にして31.1%の大幅な減少となりました。

主な減少要因といたしましては、基幹的設備改良事業に係る事業費の減少に伴う国庫支出金及び組合債の大幅な減少でございます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、11ページをご覧ください。

まず、第1款議会費は、議員20名の報酬をはじめ組合議会の運営に要した経費で、1,442万4,992円を支出いたしました。

第2款総務費では1億8,304万9,899円を執行いたしました。

第1目一般管理費は、特別職や会計年度任用職員の報酬及び職員の人件費のほか、組合の管理運営に要した経費で、1億8,249万3,514円となり、前年度比6,626万6,587円、率にして26.6%と大きく減少いたしました。

それでは、主なものをご説明いたします。

1節報酬から4節共済費までは、正副管理者及び会計年度任用職員1名、職員22名の人件費で、1億5,315万1,931円となり、前年度に比べ6,640万5,774円減少しました。

次ページをご覧ください。

主な減少要因は、人件費の減少で、退職手当では令和3年度の定年退職職員2名に対して、令和4年度は普通退職職員1名のみであったことから、支給額が4,582

万7, 669円減ったほか、職員数が2名減少したことが要因でございます。

13ページをご覧ください。

12節委託料では、管理運営上必要な業務12件の委託を1, 670万3, 458円で執行いたしました。

15ページをお開きください。

26節公課費の汚染負荷量賦課金につきましては、公害健康被害者を救済するための補償制度に係る負担金でございます。

第2目公平委員会費は、委員3名に対する報酬を計上しております。

第2項監査委員費は、監査に要した経費として例月出納検査及び決算審査1回、定期事務監査3回の開催に係る費用53万7, 885円を執行いたしました。

次ページをお開きください。

第3款衛生費の支出額は15億6, 888万9, 950円で、前年度比12億325万2, 238円、率にして43.4%の大幅な減少となりました。

第1目清掃総務費では1億2, 704万5, 568円の支出となり、前年度に比べ1, 313万4, 450円、11.5%の増加となりました。

主な支出は、10節需用費のうちの光熱水費6, 514万8, 585円で、主に施設の運転などに係る電力料金でございます。

なお、基幹的設備改良工事に伴う機器類の省エネルギー化によって、前年度比1, 127万3, 695円、率にして14.8%減少の効果が現れました。

また、令和4年度は、ごみ焼却に伴う自家発電によって、ごみ処理に必要な電力の93.6%を賄うとともに、残りの外部調達電力についても、東京電力ではなく、特定規模電気事業者である荏原環境プラント株式会社から購入することにより、497

万7, 594円を削減いたしました。

そのほか、12節委託料のうち分析委託では、環境管理に万全を期すため、関係法令等に基づきダイオキシン類や放射性物質などの測定、分析を771万1, 000円で実施いたしました。

17ページ、ご覧ください。

14節工事請負費では、高圧引込ケーブルや下水流量計更新など5件を2, 885万3, 000円で執行いたしました。前年度比2, 248万9, 500円の増加で、これが1目清掃総務費増加の主要な要因でございます。

なお、18節負担金、補助金及び交付金では、焼却灰などの搬出先自治体への環境保全協力金などを支出してございます。

第2目塵芥処理費では、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設におけるごみの中間処理に要する経費として10億817万1, 148円を執行いたしました。廃熱ボイラーの法定点検やタービンの主要部品であるローターの工場持ち込み検査が重なったため多額の費用を要した前年度に比べ5, 295万9, 383円、率にして5.0%の減少でありました。

12節委託料では8億670万4, 880円を執行いたしました。

次ページをお開きください。

うち焼却灰等埋立処分委託は、焼却炉から排出されるばいじんをセメントで固めた固化灰の埋立処分に係る委託で、青森県三戸町内の処分場で1, 350トン、山形県米沢市内の処分場で1, 496トン、合計2, 846トンを9, 892万8, 500円で埋立処分いたしました。埋立量は前年度に比べ443トン、率にして13.5%減ったため、委託金額も1, 133万7, 700円の減少となりました。

なお、青森県三戸町内の処分場は、前年度までの群馬県草津町内の処分場が埋立許可量に達成する見込みとなったことから受入れを停止するため、令和4年度から新たに搬入を開始した処分場でございます。

また、焼却灰等資源化委託では、ごみ焼却後の不燃物残渣の総量1,710トンを栃木県日光市内の施設で296トン、寄居町の彩の国資源循環工場内の施設で587トン、宮城県栗原市内の施設で827トン資源化したしました。

さらに、固化灰の一部699トンについても、寄居町の彩の国資源循環工場内の施設での600トンに加え、令和4年度からは新たに茨城県鹿嶋市内の施設でも99トンの資源化を開始し、不燃物残渣と合わせた2,409トンを7,748万9,060円で道路の路盤材などとして資源化しました。資源化したしました。資源化量は前年度比234トン、率にして10.7%増加したため、委託金額も1,152万2,060円増加いたしました。

ごみ処理設備点検整備委託3億1,790万円につきましては、各種機器類の消耗品の交換及び調整、点検整備などにより機能維持を図るもので、前年度までの工事請負費から委託料へ予算の組み替えを行いました。

なお、清掃総務費、し尿処理費、リサイクル促進費、フラワーセンター運営費でも同様の組み替えを実施しております。

このほか、珪藻土マット等処分委託49万5,000円につきましては、破損等に伴いアスベストが飛散するおそれのある珪藻土マット等の廃棄物を埋立処分するため、令和4年度から新たに業務委託したもので、3トン进行处理いたしました。

19ページをご覧ください。

14節工事請負費では、排ガス分析計や不燃物のシュートダンパなど6つの設備の更新を9,130万円で施工したほか、焼却炉の耐火物補修、煙突の外壁塗装工事を執行いたしました。

第3目し尿処理費では、し尿及び浄化槽汚泥の処理に要する経費として3,235万1,201円を執行いたしました。

主な支出として、12節委託料では、施設運転管理等委託、各種機器の消耗品の交換及び調整、点検などを行うし尿処理設備点検整備委託ほか2件の業務を2,269万4,100円で委託いたしました。

14節工事請負費では、屋上の防水塗装を施工しております。

第4目リサイクル促進費は、回収された資源物をリサイクルするため、仕分け、圧縮梱包などの中間処理に要する経費で1億8,627万2,816円を執行いたしました。前年度に比べて852万5,087円の減少となりました。

次ページをお開きください。

主な支出は、12節委託料のうち施設の運転管理委託と各種機器類の機能維持を図るための設備点検整備委託で1億6,823万3,340円を執行いたしました。このほか、粗大ごみやガラス瓶、廃プラスチックの再資源化のための業務委託などを実施しております。

第5目リサイクルフラワーセンター運営費では6,148万5,917円を支出いたしました。

12節委託料では、障がいのある方20名を含めた35名体制で施設の運営を5,246万3,400円で委託したほか、14節工事請負費では建築後13年が経過した管理棟の外壁や屋根の塗装を行うとともに、設置後9年経過した脱臭設備を更新

いたしました。

21ページをご覧ください。

次に、第6目長寿命化対策費では、令和4年度までの継続事業として実施した基幹的設備改良事業の最終年度として、14節工事請負費で焼却灰の搬出コンベヤ及び排ガス処理に係るコンプレッサなどの機器類の更新などを1億5,356万3,300円で執行いたしました。

なお、前年度が3炉ある焼却炉のうち、C号炉に係る設備の更新を中心とした主要部分に係る施工であったため事業費が高額であったことに加え、前年度までのように家庭系可燃ごみの処理を外部に委託する必要がなかったことから、前年度比11億6,304万7,862円、率にして88.3%の大幅な減少となりました。

なお、令和元年度の粗大ごみ処理施設、令和2年度のし尿処理施設の竣工に続き、令和元年度から継続事業で実施してきたごみ焼却施設も令和4年度には竣工を迎え、基幹的設備改良工事の全工程を無事に完了することができました。

また、基幹的設備改良事業の竣工により施設の長寿命化が図られ、施設・設備の健全性を確保したことに加え、各種機器類の省エネルギータイプへの更新によって使用電力の削減を実現し、二酸化炭素排出量を大きく削減するとともに、排気ガスの処理方式を新たなものに更新することによって、大気中に放出されるダイオキシン類も従来に比べ大幅に抑えられることとなりました。

さらに、先ほどご説明いたしましたとおり、消費電力の削減によって余剰電力が増加し、電力売払収入が増えるという財政的効果も得られております。

第4款公債費では、元金と利子を合わせて1億7,489万8,268円を償還い

たしました。前年度に比べ1億1,205万9,487円の増加で、決算年度末の未償還元金は、令和4年度の借入額7,16万円を含め19億7,251万6,932円となりました。

なお、今般の基幹的設備改良事業に係る借入総額は22億630万円であり、令和13年度に償還が終了する予定となっております。

第5款諸支出金の第1目基金費では、将来の施設整備に備えて1億64万7,352円を積立ていたしました。蕨・戸田両市による施設整備基金分担金1億円に加え、定期預金による資金運用益64万7,352円を積立てしております。

最下段、歳出合計欄をご覧ください。

以上、歳出合計は20億4,191万461円となり、前年度比で11億1,824万1,059円、率にして35.4%の大幅な減少となり、予算に対する執行率は93.7%でございました。

主な減少要因といたしましては、衛生費の第6目長寿命化対策費でご説明いたしましたとおり、基幹的設備改良事業に係る事業費が前年度比11億6,304万7,862円、率にして88.3%と大幅に減少したことでございます。

以上で、事項別明細書によるご説明を終わります。

続いて、実質収支に関する調書についてご説明いたしますので、25ページをお開きください。

以上、ご説明いたしましたとおり、令和4年度決算における歳入歳出差引額は2億1,907万6,926円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額も同額の2億1,907万6,926円となりました。

続いて、財産に関する調書についてご説明いたしますので、29ページをお開きください。

令和4年度でございますが、土地と建物について財産の増減はございませんでした。

次ページをお開きください。

同様に、物品につきましても、増減はございませんでした。

それでは、31ページをご覧ください。

最後に、基金についてご説明いたします。

蕨戸田衛生センター組合施設整備基金は、平成19年度に基金条例を制定し、積立てを始めたもので、以降、蕨・戸田両市からの施設整備基金分担金や運用益を積み増し、決算年度末での残高は14億5,083万9,626円となりました。

なお、決算年度末時点で7億5,083万9,626円を定期預金として資金運用するとともに、残りの7億円につきましては、令和5年度の地方自治体発行の市場公募債による運用に備えて、普通預金による管理といたしました。

以上で決算の説明を終わりますが、決算の資料として、参考資料1と2のほか、A3版1枚の決算の概要と財務書類を作成しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

---

### ◎決算認定に関する代表監査委員の報告

○細田昌孝議長　ここで、大変お忙しい中、今井良助代表監査委員にご出席をいただいておりますので、決算審査の経過並びに結果についてのご報告をお願いいたします。

今井良助代表監査委員。

〔今井良助代表監査委員　登壇〕

○今井良助代表監査委員　皆さん、こんにち

は。

代表監査の今井です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年度決算審査報告をさせていただきます。

これより令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計の決算審査について報告申し上げます。

審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき管理者より決算書及び法律に定める書類の提出を受け、去る8月31日に実施いたしました。

審査の結果、決算書及び法律に定める書類は、いずれも法令に準拠し作成され、その計数は正確であり、また、予算執行についても適正であると認められました。

令和4年度の決算額は、収入が22億6,098万7,387円、支出が20億4,191万461円となり、歳入歳出の差引きの2億1,907万6,926円は翌年度会計に繰越しとなっております。

前年度の決算額と比較しますと、歳入が約31%、歳出が35%の減額となっておりますが、これは基幹的設備改良工事の規模が前年度に比べ縮小したことが主な原因でした。

4か年の継続事業であった基幹的設備改良工事は完了し、施設の長寿命化に加え、二酸化炭素排出量の削減や使用電力の大幅な削減による余剰電力売払いの増加、また、ごみ焼却施設においては、排気ガス中のダイオキシンの大幅な削減と工事の成果を確認することができました。

一方、更新対象でない設備については、さらに長期間の稼働が見込まれます。組合の各施設は蕨・戸田市民の衛生的で快適な暮らしに必要な不可欠なものであり、安全で安定した稼働が求められますので、このこ

とを踏まえ、計画的な保全に努めてください。

次に、ごみの搬入状況は、生活系ごみについては、コロナ禍以前の水準に戻りつつあり、事業系ごみについては減少傾向に歯止めがかかり、コロナの影響はほぼなくなったものと思われます。今後の動向を注視しながら、引き続き減量化や資源化に必要な施策を蕨、戸田及び組合の三者が連携し、市民や事業者の協力と理解を得ながら推進してください。

以上、申しあげました内容の詳細につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでございます。ご確認いただければと存じます。

以上をもちまして、決算審査の報告とさせていただきます。どうもありがとうございます。

---

#### ◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 2時25分休憩

午後 2時25分再開

#### ◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎認定第1号及び報告第1号に対する質疑

○細田昌孝議長 これより、認定第1号及び報告第1号に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

---

#### ◎認定第1号の委員会付託

○細田昌孝議長 これより委員会付託に入ります。

お手元に配付しております委員会付託一覧表のとおり、認定第1号の各所管事項について、総務、業務両常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○細田昌孝議長 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、11月27日午後1時30分でございます。よろしくご参集お願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。  
午後 2時26分散会

---

第 1 日	1 1 月 1 7 日 (金)	○委 員 会
第 2 日	1 1 月 1 8 日 (土)	○休 会
第 3 日	1 1 月 1 9 日 (日)	○休 会
第 4 日	1 1 月 2 0 日 (月)	○休 会
第 5 日	1 1 月 2 1 日 (火)	○休 会
第 6 日	1 1 月 2 2 日 (水)	○休 会
第 7 日	1 1 月 2 3 日 (木)	○休 会
第 8 日	1 1 月 2 4 日 (金)	○休 会
第 9 日	1 1 月 2 5 日 (土)	○休 会
第 1 0 日	1 1 月 2 6 日 (日)	○休 会

令和 5 年 第 4 回

蕨戸田衛生センター組合議会（定例会）

11月27日（月）

令和5年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会 第11日

令和5年11月27日（月）

議事日程

1. 開 議
2. 一般質問
3. 付託事件に対する委員長報告
4. 委員長報告に対する質疑
  - (1) 認定第1号 令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について
5. 討 論
6. 採 決
7. 閉会中の継続審査事項の委員会付託
8. 閉 会

令和5年11月27日（月）

◇出席議員（19名）

1番	岡田三喜男	議員	2番	矢嶋聡子	議員
3番	宮下奈美	議員	4番	榎本和孝	議員
5番	栃本よしかね	議員	6番	大石圭子	議員
7番	古川歩	議員	8番	本田てい子	議員
9番	鈴木智	議員	10番	小林利規	議員
11番	みうら伸雄	議員	12番	宮内そうこ	議員
13番	林冬彦	議員	14番	古屋としみつ	議員
16番	酒井郁郎	議員	17番	三浦芳一	議員
18番	山崎雅俊	議員	19番	細田昌孝	議員
20番	遠藤英樹	議員			

◇欠席議員（1名）

15番 本田 哲 議員

◇職務のため出席した者

甲斐基樹 書記長 飯田知和 書記

◇説明のため出席した者

頼高 英雄	管理者	小柴 正樹	嘱託
菅原 文仁	副管理者	小谷野賢一	嘱託
奥田 純子	会計管理者	有里 友希	嘱託
渡辺 靖夫	事務局長	香林 勉	嘱託
山本 義幸	次長	安部 孝良	嘱託
木村 和正	総務課長		

令和5年第4回蕨戸田衛生センター組合議会  
定例会会議録第2号

令和5年11月27日（月曜日）

午後 1時30分開議

### ◎開議の宣告

○細田昌孝議長 これより本日の会議を開きます。

### ◎議事日程の報告

○細田昌孝議長 本日の議事日程につきましては、ただいまお配りしたとおりでありますので、ご了承願います。

### ◎一般質問

○細田昌孝議長 これより一般質問に入ります。

一般質問の通告がありませんので、一般質問を終結いたします。

### ◎付託事件に対する委員長報告

○細田昌孝議長 続いて、管理者提出議案を議題といたします。

各常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 20番 遠藤英樹議員。

〔20番 遠藤英樹議員 登壇〕

○20番 遠藤英樹議員 それでは、総務常任委員会委員長報告を行わせていただきます。

去る11月17日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、認定第1号「令和4年度蕨戸田衛生センター組

合会計歳入歳出決算認定について」の1件であります。

決算認定の当委員会所管事項について申し上げます。

質疑は款ごとに行い、まず歳入の部について質疑に入り、第6款諸収入について、委員より、回収資源売払代金について、令和4年度最高値を更新した背景について質疑があり、事務局より、令和4年度は、アルミ缶とペットボトルが過去最高金額を更新した。背景として、円安や原油価格の影響があり、国内で資源を原材料として調達する動きが強まったこと、またペットボトルについては、ボトルt oボトルというペットボトルを原材料としてペットボトルを再生する新たな取組があり、国内の需要が高まっていると考えられるとの説明がありました。

また、委員より、電力売払収入について、契約先と売り払った電力の使用状況について質疑があり、事務局より、契約先は荏原環境プラント株式会社であり、売り払った電力は電力の地産地消として、戸田市は市庁舎、蕨市は市庁舎、小学校、公共施設などで使われているとの説明がありました。

また、他の委員より、弁償金について、原子力発電事故損害賠償金の内容と組合が請求したものは賠償されているのか質疑があり、事務局より、焼却灰の処分を行うに当たり、委託先より放射性物質濃度の報告を義務づけられているため、測定費用に対する賠償となる。

また、賠償請求したものが賠償されているかについては、以前は、埋立処分に関する費用の上回った部分について賠償されていましたが、現在、組合の焼却灰の放射性物質濃度の測定結果が低く、賠償請求の基準に該当しないため、測定費用のみ請求し、

賠償されているとの説明がありました。

続いて、歳出の部について質疑に入り、第2款総務費について、委員より、需用費、修繕料の消防設備補修の内容について質疑があり、事務局より、消防法の規定により年2回の点検を実施しており、その点検で指摘された非常口を案内する誘導灯のバッテリー、また火災報知器の交換などの修繕を行っているとの説明があり、また、委員より、今後の修繕の見込みについて質疑があり、事務局より、今後も消防設備点検で指摘された箇所を修繕し対応していくとの説明がありました。

また、他の委員より、ストレスチェック委託について、高ストレスと判定された職員がいるかとの質疑があり、事務局より、職員個人の検査結果は了承がないと把握できないが、組合全体としての傾向は、特に問題になるような部分はなかったとの説明がありました。

また、委員より、現在休職している職員はいるか、また、その原因と休職期間はどれくらいかとの質疑があり、事務局より、休職者は1名おり、原因は個人によるものが大きく、期間は、3か月間の病気休暇を含め約1年間となるとの説明がありました。

他の委員より、職員採用試験委託について、令和4年度中職員3名の普通退職について質疑があり、事務局より、国家公務員、地方公務員、民間企業に転職したとの説明があり、また、委員より、3名の普通退職に当たり、年度中の業務に影響があったかとの質疑があり、事務局より、退職した職員のうち2名は、電気に関する技術者に任命された職員であったため、電気主任技術者業務委託として衛生費に予算計上し、対応したとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、

討論はなく、採決の結果、認定第1号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告とさせていただきます。

○細田昌孝議長 続きまして、業務常任委員会委員長 6番 大石圭子議員。

〔6番 大石圭子議員 登壇〕

○6番 大石圭子議員 こんにちは。

ただいまから、業務常任委員会委員長報告を行います。

去る11月17日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、その審査の経過概要と結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、認定第1号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」の1件であります。

認定第1号の当委員会所管事項について申し上げます。

審査に当たりましては、説明を省略し、目別に質疑に入りました。

まず、第1目清掃総務費について、委員より、電気主任技術者業務委託について、現在の対応状況と技術者の確保について質疑があり、事務局より、組合の施設は、電気主任技術者の設置義務があるが、その技術者として資格を有し選任していた職員が退職したことにより、現在、電気主任技術者の業務を関東電気保安協会に委託している。

技術者の確保については、採用試験において、電気主任技術者になれる者を採用しており、今後、電気主任技術者として育成していくとの説明がありました。

次に、第2目塵芥処理費について、委員

より、焼却灰等埋立処分委託と焼却灰等資源化委託について、埋立処分量と資源化量の割合について、どのように推移しているのか、また、今後の方針についての質疑があり、事務局より、埋立処分量と資源化量の平成30年度から令和4年度まで5年間のそれぞれの割合について説明があり、資源化量を増やしてきている経過があること。また、今後についても、費用面を鑑みながら資源化量を増やしていきたいとの説明がありました。

他の委員より、焼却灰の埋立処分場のうち、青森県三戸町の埋立処分場についての質疑があり、事務局より、現在、埋立処分を行っている青森県三戸町の埋立処分場については、それ以前に搬出してきた群馬県草津町の埋立処分場が満杯となり、一時的に搬出しているもので、今後、同じ業者が開発している群馬県沼田市の埋立処分場が開設された場合には、そちらに搬入を予定しているとの説明がありました。

以上で質疑を終結し、討論、採決に入り、討論はなく、採決の結果、認定第1号中、当委員会所管事項について、全員異議なく、認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、業務常任委員会に付託を受けました案件についてのご報告を終わります。

○細田昌孝議長 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 委員長報告に対する質疑通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 1時40分休憩

午後 1時40分再開

#### ◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎委員長報告に対する質疑

○細田昌孝議長 これより各委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はありません。

よって、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

---

#### ◎休憩の宣告

○細田昌孝議長 討論通告受付のため、暫時休憩いたします。

午後 1時41分休憩

午後 1時41分再開

#### ◎再開の宣告

○細田昌孝議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎討論、採決

##### ○認定第1号の採決－認定

○細田昌孝議長 これより討論、採決に入ります。

認定第1号「令和4年度蕨戸田衛生センター組合会計歳入歳出決算認定について」、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本認定に関する各委員長の報告は、認定であります。

本認定は各委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。

よって、本認定は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

**◎閉会中の継続審査事項の委員会付託**

○細田昌孝議長 次に、議会運営委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付の閉会中継続審査事項表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○細田昌孝議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

**◎閉会の宣告**

○細田昌孝議長 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和5年第4回蕨戸田衛生センター組合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 1時42分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 細 田 昌 孝

署名議員 鈴 木 智

署名議員 遠 藤 英 樹